

## 前回定例会以降の動き

柏崎市危機管理部 防災・原子力課

### 1 原子力災害を想定した冬季訓練【2月12日】

冬季の原子力災害時における対応力の向上を図るため、原子力防災訓練の個別訓練として冬季訓練を実施しました。

- ・ 訓練会場 妙法寺ふれあいセンター（西山町妙法寺）
- ・ 訓練内容 積雪時に孤立地域が発生したことを想定し、陸上自衛隊の高機動車及び民間事業者や東京電力の福祉車両等を活用したP A Z地内の要配慮者の避難訓練
- ・ 訓練参加者 住民10人、消防団員4人、市職員3人



町内会、市職員、自衛隊、消防団との孤立地域の状況確認・協議



自衛隊による住民誘導①  
ストレッチャーの要配慮者の  
高機動車への搬送



東京電力搬送要員、消防団によるス  
トレッチャーへの乗せ替え



福祉車両への搬送  
乗車後、放射線防護対策施設へ避難



自衛隊による住民誘導②  
車椅子の要配慮者を高機動車へ乗車



福祉タクシーでの避難

### 2 安全協定に基づく状況確認【2月13日】

新潟県、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 7号機の原子炉格納容器内の設備のうち、コリウムシールド、サプレッションプー

ル、格納容器スプレイ等の重大事故等対処設備を中心に現場を確認しながら設備について説明を受けました。

### 3 原子力防災及びエネルギー政策に関する住民説明会【2月14日】

内閣府及び資源エネルギー庁から原子力防災及びエネルギー政策について市民を対象に説明していただく住民説明会を、柏崎市主催で柏崎市産業文化会館を会場に開催しました。  
(参加者数79人)

### 4 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会（令和5年度第4回） 【2月15日】

次の項目について確認し、議論されました。

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認について
- ・ 6号機大物搬入建屋杭の損傷について

### 5 市町村による原子力安全対策に関する研究会 首長説明会【2月23日】

次のテーマについて各担当者の説明を受けました。

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所に関する原子力規制の現状について（原子力規制庁）
- ・ 国の原子力安全対策について（内閣府）
- ・ 新潟県の原子力安全対策について（新潟県）

### 6 安定ヨウ素剤事前配布説明会【2月24・25日】

新潟県、刈羽村と共同で、柏崎市産業文化会館を会場に、PAZ更新者等を対象とした事前配布説明会を開催しました。

### 7 柏崎刈羽原子力発電所における防火安全対策連絡会【2月28日】

柏崎刈羽原子力発電所の消防活動訓練、防火安全対策などに関する意見交換等を行いました。

### 8 複合災害時の避難に関する講演会【3月2日】

原子力規制委員会初代委員長を務められた田中俊一先生をお招きして、複合災害時の避難に関する講演会を、柏崎市主催で柏崎市産業文化会館を会場に開催しました。(参加者数285人)

以上

## 委員ご質問への回答

### <本間委員>

#### 【質問1】

今回の地震で、津波警報が発出され、海岸の皆さんを中心に、多くの市民村民が避難しましたが、自動車での避難に際して、あちこちで渋滞が発生したと聞いております。

柏崎市刈羽村で津波避難の際、渋滞した場所は何処で、どの程度のものであったか把握しているでしょうか。把握しているようでしたら教えて頂きたい。

#### 【回答】

渋滞の発生や交通量が増加したことについて、後日情報を把握しております。距離や時間など程度は不明であります。長時間にわたる渋滞はなかったものと承知をしています。

#### <渋滞発生箇所>

中央跨線橋、信越線を越える陸橋（2か所）、赤坂山公園方面、県道215号荒浜中田線など

#### 【質問2】

今回の地震で柏崎の揺れは中越沖地震と比べると小さかった訳ですが、北陸自動車道は閉鎖となり、国道8号線は通行止めとなりました。西側への避難経路は閉じられてしまった訳です。この状態で原発事故が起きた際、西に避難する人の行動はどのようにするのか具体的に示して頂きたい。今後検討してなどということでは遅すぎます。明日柏崎が同じ状態になったら住民はどう避難せよというのか明確に示して頂きたい。

#### 【回答】

市広域避難計画では、自然災害との複合災害における基本方針として、自然災害等により通行が困難となる場合も想定して避難経路を複数設定しております。

複合災害により避難路が被災した場合には、道路管理者や県警察、消防機関、自衛隊等が状況に応じて協力して道路啓開に当たることとしております。

避難に当たっては、災害の状況、避難路、避難先の状況等に応じて避難先を選択することとしており、県内だけでは十分な確保が困難な場合は近隣県への避難についても調整することとしております。

また、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合には、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を要請することとしております。

北陸自動車道と国道8号が通行止めであらかじめ定めた避難経路が使用できない場合の対応については、前段でお示ししたとおりの対応となります。仮に、通行止めの要因が外出することで命に危険が及ぶような場合であれば、安全が確保されるまでは屋内退避を優先することになります。

**【質問3】**

他の方向についても、状況により道路が通行不能になり、避難もままならなくなると想定されます。原発との複合災害の時、現在の避難計画による避難経路で順調に避難できると考えるのは無理がありますが、具体的に避難路確保のためにどのような対策あるいは避難路を現在考えているのか示して頂きたい。

**【回答】**

問2の回答と同様です。

**【質問4】**

今回のような地震と原発事故の複合災害の時、自宅が損壊すれば屋内退避自体が困難であるし、自宅が残っていても、余震の恐れが強ければ屋内退避は困難だと思われませんが、行政としてはそれでも屋内退避を指示する予定なのか？そうでなければ、どのような方法を考えているのかご回答を頂きたい。

**【回答】**

国等から屋内退避の指示があった場合、屋内退避を実施していただきますが、地震により家屋の倒壊等で自宅での屋内退避が困難な場合には、近隣の指定避難所等の安全が確保できる場所に避難をしていただきます。

**【質問5】**

同じく、津波警報が出されても、地震直後であれば避難所も含めて屋内に留まることは危険だと考えますが、具体的にどこに避難することを考えているのか。特に大雪などで移動できない場合も含め具体的に回答いただきたい。

**【回答】**

国の防災基本計画では、従前から、自然災害によるリスクが高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とすることとされております。

このため、例えば、津波警報等の発表により、津波に係る避難指示が発令されている場合には、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとし、屋内退避については、津波に係る避難指示が解除されるなど、津波に対する安全が確保された後に行うものと認識しております。

本市において、防災ガイドブック（自然災害編）に記載する津波のハザードマップで色がついている場所は避難の必要があり、色がついていない場所は避難の必要がありません。

津波による避難指示が出た場合は、海岸堤防より海側の地域及びハザードマップで色が付いている場所にいる方は、防災ガイドブックの津波に対応する、災害の危険から一時的に逃れる場所である避難場所への避難をお願いします。

**【質問6】**

家屋の崩壊などで閉じ込めなどの被災者を救助することが困難になることが想定されますが、原子力災害と同時発生で、線量レベルが上昇する中で、救助隊は駆け付けると考えているのでしょうか。あるいは市町村による自力による救出など対策は考えられているのでしょうか？福島原発事故では津波被災者の多くが、救助されないまま見捨てられざるを得なかった反省を踏まえて回答して頂きたい。

**【回答】**

放射線量が上昇する中での被災者の救助作業については、政府の原子力災害対策本部による指示・調整の下で、自衛隊等の実動組織により実施するものとされております。

**【質問7】**

1月10日の地域の会において、今回の能登半島地震を踏まえ、現在の避難計画の問題点について、行政の皆さんにお尋ねしました。しかし、皆さんの回答には避難計画の不十分さや問題点などについて批判的な見解は聞かれず、現在の避難計画をどのように修正していくのかという言及さえありませんでした。住民が避難できるか否かという本質な点には触れず、参集が素早くできたなどというレベルの話しかなかったと記憶しております。原子力規制委員会は能登半島地震に関して、屋内退避が困難であることを認識し、検討する姿勢を示しているのに、住民に近い立場にある県や市村が避難計画のこの点についても（全く？）危機感を持たないというのは、基本的姿勢が誤っているのではないかと思います。すなわち、国の方針に唯々諾々と従うだけで、住民の安全の問題として避難計画を考えるという姿勢が全く不十分なのではないかと感じますが、どのようにお考えでしょうか。

**【回答】**

市では、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針等に基づき、市地域防災計画や市広域避難計画を策定しており、これまでも法令や指針等に見直しがあれば、必要に応じて、計画を見直してまいりました。

原子力規制委員会では、2月14日に「原子力災害時の屋内退避に関する論点」が議論されており、屋内退避の防護措置を最も効果的に運用するため、屋内退避の対象範囲や実施期間、解除又は避難・一時移転への切り替えを判断するに当たって考慮する事項などを検討することとなりました。

市といたしましては、委員会での議論の結果、指針の見直しがあれば、これまでと同様、必要に応じて計画を見直してまいります。

能登半島地震の被害状況から避難や屋内退避についての疑問の声が挙がっておりますが、本市としましては、自然災害と原子力災害を峻別してそれぞれに対策を強化していくアプローチが望ましいと考えております。

## <飯田委員>

### 【質問】

関西電力は、昨年10月に使用済み燃料ロードマップで、原発にたまり続ける使用済み燃料の県外搬出や中間貯蔵施設誘致の動きとともに、福井県内の原発施設に乾式貯蔵施設を設置する計画を示しました。このような動きと関連して、関係者に質問を行います。

東京電力が再稼働後、県外への移送ができないような事態が発生した場合、構内に使用済み核燃料が蓄積されてきます。そのような場合、乾式貯蔵施設や中間貯蔵施設を設置、建設する旨の連絡があった場合の認識について教えてください。

### 【回答】

乾式貯蔵施設や中間貯蔵施設は、安全協定に定める事前了解の対象となると考えておりません。

仮に設置、建設の連絡があった場合は、安全協定に基づいて適切に対応してまいります。